明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）　一
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三～七、一〇）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同八）　六
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同九）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一一～一七）　七
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一八、一九）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二〇～二二）　一五
○道路に関する件（東北地方整備局四～六）　一七
○道路に関する件（北陸地方整備局一）　一八
○道路に関する件（中国地方整備局二）　一八
○道路に関する件（四国地方整備局一）　一八
○道路に関する件（九州地方整備局二）　一八
〔官庁報告〕
国家試験
土地家屋調査士試験合格者（法務省）　一九
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、日本弁護士連合会裁決、型式適合認定関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人関係　二五
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○厚生労働省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十九条の三第一項及び第四十条第一項において準用する同法第十条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十七条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百六十条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該申請等に係る営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第四項後段を削る。

第百六十三条第三項中「都道府県知事に」を「都道府県知事（当該営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）に」に改める。

第百七十四条第三項中「都道府県知事に」を「都道府県知事（当該申請等に係る営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項及び次項において同じ。）に」に改める。

様式第八十七から様式第九十までを次のように改める。

様式第八十七（第百六十条関係）

高度管理医療機器等　販売業　貸与業　許可申請書

営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の構造設備の概要		
兼営事業の種類		
管理者	氏名	
	住所	
条業申項務請者を行う法人役員にあつては、次の欠格の	(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと	
	(2)法第75条の2第1項の規定により登録を取り消されたこと	
	(3)禁錮以上の刑に処せられたこと	
	(4)薬事に関する法令で政令で定めるものの又はこれに基づく処分に違反したこと	
	(5)後見開始の審判を受けていること	
備考		